

- 老人福祉施設の設置等に関連する不祥事に関する件、医療保険制度改革に関する件、厚生省の綱紀肅正策に関する件、財団法人日本医療機能評価機構の設立等に関する件、社会保障制度改革に関する件、国立病院への病院寝具納入に関する件等について小泉厚生大臣、政府委員、文部省及び法務省当局に対し質疑を行った。
- 請願第12号外4件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第52号外104件を審査した。
- 社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 【農林水産委員会】

### (1) 審議概観

第138回国会閉会後において、農林水産政策に関する調査を行い、平成9年産米の政府買入価格の決定に当たって、食糧・農業援助の拡充に関する決議を行った。

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類3件のうち、2種類2件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

第139回国会において本委員会に付託された法律案は、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案の2件であった。

両法律案については、まず、本会議において趣旨説明とこれに対する質疑が行われた後、本委員会に付託された。

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応し、農協系統信用事業の効率化及び健全な運営の確保を図るため、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業譲渡の制度を設けようとするものである。

また、農業協同組合法等の一部を改正する法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、農協系統信用事業の再編等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、経営管理委員会の設置による執行体制の強化、信用事業の健全性の確保を図るための監査体制の充実等の

措置を講ずるとともに、農業協同組合の合併経営計画の提出期限の延長、農林中央金庫の貸付対象者の拡大、農業信用基金協会の債務保証の対象となる債務の追加等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、農業・農村をめぐる厳しい情勢下での農協系統信用事業の在り方、事業・組織二段実現への対応策、経営管理委員会制度導入のための環境整備、監査の実効性確保等について質疑が行われた。

質疑を終了し、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案は、全会一致で可決された。次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律案は、討論の後、多数で可決された。なお、両法律案に対し、7項目の附帯決議が行われた。

#### 〔決議〕

本委員会は、第138回国会閉会後の11月28日、食糧・農業援助を拡充するとともに、その際在庫米を活用すべきであるとする趣旨の食糧・農業援助の拡充に関する決議を行った。

#### 〔国政調査等〕

第138回国会閉会後の11月28日、平成9年産米の政府買入価格について、政府から説明を聴取した後、これに対する質疑を行った。この中で、平成9年産米の政府買入価格の算定方針、新食糧法に対する農林水産大臣としての評価、米在庫過剰下における米管理対策、在庫米を活用した海外援助の推進方針、来年度の生産調整の実施方針、調整保管の実施に伴う経費負担の在り方、平成9年産米の政府買入数量の見通し、計画外流通米の流通実態等の問題が取り上げられた。

第139回国会中の12月17日、第138回国会閉会後に実施された委員派遣の報告を会議録に掲載することに決定した。委員派遣は、農林水産業の実情を調査し、もって農林水産政策に関する調査に資することを目的として、11月18日から20日までの3日間、福島、新潟両県において、果樹試験場、農畜産物集出荷貯蔵施設、きのこ振興センター、カントリー・エレベーター、大区画ほ場整備事業、そば加工施設、県産材加工拠点施設、水産海洋研究所等を、また、11月18日から19日までの2日間、岡山、鳥取両県において、中国四国酪農大学校、砂丘ながいも生産現場、白ねぎ予冷・保冷施設、境港水産物卸売市場、水産物加工施設等を、それぞれ視察した。

## (2) 委員会経過

○平成8年11月28日（木）（第138回国会閉会後第1回）

- 平成9年産米の政府買入価格に関する件について食糧庁当局から説明を聴いた後、藤本農林水産大臣、服部農林水産政務次官、食糧庁、農林水産省及び外務省当局に対し質疑を行った。
- 食糧・農業援助の拡充に関する決議を行った。

○平成8年12月17日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）  
農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

以上両案について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴き、参考人全国農業協同組合中央会専務理事松旭俊作君、農林中央金庫専務理事内藤満夫君及び東京農業大学農学部教授白石正彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行い、藤本農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

- 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）を可決した。  
（閣法第10号）賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑、二院  
反対会派 なし

農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第11号）賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院  
反対会派 共産

なお、両案について附帯決議を行った。

- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 請願第177号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第360号を審査した。
- 農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3） 成立議案の要旨・附帯決議

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案

(閣法第10号)

**【要 旨】**

本法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応し、農協系統信用事業の効率化及び健全な運営の確保を図るため、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業譲渡の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、農林中央金庫を存続法人とする合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への信用事業の譲渡を行うことができることとする。
- 2 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、合併・事業譲渡を行うには、契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならないこととする。
- 3 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会の債権者が合併・事業譲渡に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、弁済、担保の提供等を行わなければならないこととする。
- 4 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併及び信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業譲渡は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じないこととするとともに、主務大臣は、認可に際して、農協系統信用事業の効率化と健全な発展に資するものであること等、一定の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととする。

**農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）**

**【要 旨】**

本法律案は、最近における我が国の農業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、農協系統信用事業の再編等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業協同組合法の一部改正

信用事業を行う農業協同組合等について、常勤役員等の兼職・兼業を制限するほか、農業協同組合等は、経営管理委員会制度を選択的に導入できるようにすることとする。

また、信用事業を行う農業協同組合等について、最低出資金制度の導入、法定準備金の積立基準の引上げ等による自己資本・内部留保の充実を図るとともに、員外監事・常勤監事の必置、中央会監査の強化等による監査体制の強化等を行うこととする。

さらに、信用事業を行う農業協同組合等であって行政庁の指定するものについて、資金運用規制を緩和することとする。

2 農業協同組合合併助成法の一部改正

農業協同組合の合併経営計画の都道府県知事への提出期限を3年間延長して、平成13年3月31日までとすることとする。

3 農林中央金庫法の一部改正

農林中央金庫について、非居住者向け貸出しの規制緩和等を行うとともに、法定準備金の積立基準の引上げを行うこととする。

4 その他

農業信用基金協会の債務保証の対象となる債務を追加し、農業信用保証制度の充実を図るなど、関係法律の規定を整備することとする。

**【農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】**

農業協同組合は、農業者の協同組織として、組合員の負託にこたえとともに、地域農業の振興や地域の活性化に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、最近における我が国農業及び農村の変化、金融の自由化等の農協系統を取り巻く厳しい状況の中で、農協系統が組合員の多様化・高度化するニーズに的確にこたえとともに、系統信用事業に対する国民の信頼を回復し、金融システムの安定を図るためには、農協系統の事業・組織の見直しと改革が現下の最重要課題となっている。

よって政府は、両法の施行に当たっては、今後の金融改革の動向等を考慮しつつ、次の事項の実現に努め、組合員はもとより国民の目に見える形での早急かつ着実な改革の促進に万遺憾なきを期すべきである。

1 農協系統の事業・組織の改革の推進・実行に当たっては、経営の合理化、効率化等によるメリットを組合員や地域社会に最大限に還元するという改革の趣旨を徹底するとともに、農協活動の原点である営農支援事業の充実や高齢者福祉事業など地域社会のニーズに即した事業への取組を強化すること。

2 農協の広域合併を推進するに当たっては、合併後の経営展望を明示すること等により、組合員を初めとする関係者の理解と納得の下に行われるよう指導すること。

また、組織二段を推進するに当たっては、地域の実情等に配慮しつつ、組織の自主的な協議、合意形成が円滑に進められるよう環境整備に努めること。

3 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との統合に際しては、系統信用事業全体の効率的かつ健全な発展を阻害することのないよう不良債権の処理等

を徹底するとともに、要員の処遇や再配置等にも十分配慮すること。

- 4 新たに経営管理委員会制度を導入するに当たっては、その趣旨を役職員・組合員に周知徹底し、これが選択肢として導入されるよう環境整備に努めること。

あわせて、常勤役員等の兼職・兼業の制限の的確な実施、学識経験者等の理事への積極的登用等により、責任ある業務執行体制の確立が図られるよう十分指導すること。

- 5 員外監事・常勤監事の必置等により、監査体制の強化が図られるよう十分指導するとともに、中央会による監査が、中央会に置かれる公認会計士の積極的活用により、他の金融業態と同等の監査となるよう指導すること。また、行政検査等の充実と併せて、監査の実効性が確保されるよう努めること。

- 6 自己資本・内部留保については、組合員の理解と協力の下、早急にその充実を図ること。

また、部門別損益の組合員への開示等については、これが組合の経営体質強化に適切に反映されるよう十分指導すること。

- 7 農業信用基金協会の行う保証業務への対象追加等により、信用補完事業としての機能が十分発揮されるよう信用保証保険制度の適切な運営に努めること。

右決議する。

#### (4) 付託議案審議表

##### ・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
10	農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案	衆	8.11.29	8.12.16	8.12.17 可決 附帯決議	8.12.17 可決	8.12.12	8.12.12 可決 附帯決議	8.12.13 可決
			○8.12.16 参本会議趣旨説明			○8.12.12 衆本会議趣旨説明			
11	農業協同組合法等の一部を改正する法律案	"	11.29	12.16	12.17 可決 附帯決議	12.17 可決	12.12	12.12 可決 附帯決議	12.13 可決
			○8.12.16 参本会議趣旨説明			○8.12.12 衆本会議趣旨説明			

## (5) 委員会決議

(第138回国会閉会後)

### ——食糧・農業援助の拡充に関する決議——

先頃開催された世界食糧サミットにおいて採択されたローマ宣言からも明らかのように、飢餓にさらされあるいは栄養不足状態に置かれている世界の人口は、アフリカを中心に8億人を超え、援助の拡充が先進諸国に強く求められている。

このような事態にかんがみ、政府は、広く人道的見地に立って食糧・農業援助の拡充に遺憾なきを期すべきである。また、その際、現在その量が適正水準を大幅に上回っている在庫米を有効に活用すべきである。

右決議する。

## 【商工委員会】

### (1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願2種類14件は、いずれも保留となった。

#### 〔国政調査等〕

12月17日、委員会においては、佐藤通商産業大臣より「泉井石油商会代表と通商産業省職員との接触状況等について」の説明を聴取した。

次いで、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、泉井石油商会問題に関して、泉井氏との接触に関する省内調査結果と国家公務員法の規定との関係、対ベトナム円借款再開の経緯、日本ベトナム石油株式会社への石油公団の投融資状況、綱紀粛正の対象範囲、行政監視委員会設置の必要性等について質疑が行われた。その他、「経済構造の変革と創造のためのプログラム」の今後の進め方、サハリン石油開発とガスパイプライン網の建設、規制緩和の推進状況等について質疑が行われた。

### (2) 委員会経過

○平成8年12月17日(火) (第1回)